

# 9月1日は防災の日

## 災害時の備えを確認しましょう

1月1日に、能登半島でマグニチュード7.6の地震が発生しました。また、8月8日には宮崎県でマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。8月15日には解除されましたが、大地震はいつ発生してもおかしくありません。いま一度、地震などの災害対策を確認し、いざというときに備えましょう。

市では、事前の備えやいざというときの行動についてまとめた「防災のてびき」と「水害ハザードマップ」を作成しています。市ホームページからダウンロード、または危機管理課（市役所4階）、各駅前行政サービスセンターで配布しています。

- 防災のてびき ID 1002115
- 水害ハザードマップ ID 1002110

### 備蓄品の確認

- ▶ 食料などは、一人当たり最低3日分の備蓄ができていますか確認しましょう。飲料水は大人一人当たり1日3リットルが目安です。ペットボトルのほか、水がためられるポリ容器があると便利です
- ▶ 簡易トイレや洗面用具、寝具や固形燃料なども備蓄しているか確認しましょう。詳しくは、「防災のてびき」をご覧ください

### 災害関係情報の確認

- ▶ 市ホームページの防災情報のページ（ID 1000074）では、最新の情報を確認できます
- ▶ 「防災のてびき」「水害ハザードマップ」には、指定避難所や待避所の情報を掲載しています。自宅近くの指定避難所や避難経路の確認をしましょう

### 住宅内の確認

- ▶ 転倒のおそれがある家具は、耐震金具やポール式の器具などで固定する、転倒しない配置をするなど、転倒防止を行いましょ

#### 家具が転倒するとどうなる？

建物が無事でも、室内が散乱することで逃げ遅れてしまう場合があります。下敷きになってけがをするおそれもあるので、この機会に室内を点検してみましょう。

- ▶ 家の中で危険な箇所をチェックし、避難の妨げにならないように注意しましょう

### 自宅が安全な場合は在宅避難を

災害が発生した場合には、状況を判断したうえで指定避難所を開設し、被災した方の生活の場として利用していただきます。一方で、自宅や親戚・知人宅で避難する「在宅避難」をすると、プライバシー保護の観点や感染症への対応など、より柔軟に生活できる場合があります。自宅の安全が確保できたときに、在宅避難ができるようあらかじめ準備しておきましょう。



問 危機管理課 ☎712・6897

## 児童手当制度の拡充

令和6年10月分（12月支給分）から、対象児童の年齢などが拡充されます。拡充後の手当の受給には申請が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

	拡充前（令和6年9月まで）	拡充後（令和6年10月から）
支給対象	15歳到達後の最初の3月31日まで	18歳到達後の最初の3月31日まで
所得制限	あり	なし
手当月額	[3歳未満] 一律1万5000円 [3歳から小学校終了まで] ●第1子、第2子=1万円 ●第3子以降=1万5000円 [中学生] 一律1万円 [特例給付] 一律5000円	[3歳未満] ●第1子、第2子=1万5000円 ●第3子以降=3万円 [3歳から18歳到達後の最初の3月31日まで] ●第1子、第2子=1万円 ●第3子以降=3万円
多子加算としてカウントする子の範囲	18歳到達後の最初の3月31日まで	22歳到達後の最初の3月31日まで（※）
支給回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

※学生に限らず、監護に相当する世話などをし、その生計を負担している場合は対象とする

問 こども課 ☎712・6424

ID 1000819